

千葉県水道局告示第5号

水道法第25条の7の規定により、下記の指定給水装置工事事業者より給水装置工事事業者の休止の届出がありましたので、千葉県水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第2号の規定により告示します。

平成31年 4月 5日

千葉市長 熊谷俊人

所在地	千葉県若葉区若松町975番地の6
商号	森川建設株式会社
代表者	代表取締役 石井 喜義
廃止年月日	平成31年 3月20日